

通所リハビリテーション重要事項説明書

(令和6年11月1日現在)

1 山本外科内科通所リハビリテーションの概要

① 通所リハビリテーションについては、要介護者の家庭等での生活を継続していくために立案された介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、機能訓練その他必要なリハビリテーションを行い、ご利用者様の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、ご利用者様に関わる医師および当施設の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、ご利用者様やご家族様の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただきます。

② 提供できるサービスの種類と地域

名称 指定通所リハビリテーション事業所山本外科内科

所在地 鳥取市末広温泉町125-2

介護保険事業所番号 3110110685

サービス提供地域 旧鳥取市（平成16年10月時点）

③ 利用定員

一日の利用定員は1単位6人1日1単位を限度とします。（介護予防通所リハビリテーションを含む）

④ 職員体制

管理者 1名（医療法人山本外科内科医院院長と兼務）

医師 1名

理学療法士 1名以上

看護職員 1名以上

介護福祉士 1名以上

事務 1名

運転手 1名以上

⑤ 営業日及び営業時間

火曜日、金曜日 午後1時から午後5時

（医院の定める休業日を除く）

⑥ サービス内容

リハビリテーション、送迎のサービスを提供します。

⑦ サービス開始時に医療情報提供書を提出していただきます。

2 利用料金

- ① 通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示の上のものとする。
1日あたりのご負担分は以下のとおりです。

【1 割負担の場合】

基本料金	「3時間以上4時間未満」	
・要介護1		486円
・要介護2		565円
・要介護3		643円
・要介護4		743円
・要介護5		842円
送迎減算（片道につき）		-47円

【2 割負担の場合】

基本料金	「3時間以上4時間未満」	
・要介護1		972円
・要介護2		1,130円
・要介護3		1,286円
・要介護4		1,486円
・要介護5		1,684円
送迎減算（片道につき）		-94円

【3 割負担の場合】

基本料金	「3時間以上4時間未満」	
・要介護1		1,458円
・要介護2		1,695円
・要介護3		1,929円
・要介護4		2,229円
・要介護5		2,526円
送迎減算（片道につき）		-141円

- ② 当施設の紙おむつ等を使用された場合は実費を頂きます。

3 お支払い方法

毎月15日頃に、前月分の請求書を発行します。

お支払い方法は、金融機関からの引き落としとなります。

引き落としが出来ない場合には振込みをお願いいたします。

振込み口座 山陰合同銀行 鳥取営業部
医療法人山本外科内科医院 理事長 山本尚
普通口座 口座番号 2015960

4 サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに、文書で通知します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスが終了します。

(ア) ご利用者様が介護保険施設に入所した場合

(イ) 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

(ウ) ご利用者様がお亡くなりになった場合

④ その他

ご利用者様やご家族様等が当事業所やサービス従業者または他のご利用者様に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行われた場合には、文書で通知することにより、即座に契約を終了させて頂く場合があります。

5 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、主治医、ご家族様、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

6 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご家族様、居宅介護支援事業者等へ連絡します。また、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

7 非常災害対策

① 防災時の対応

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、または、消防法第8条に規定する防火管理者を設定して非常災害対策を行います。

② 防災訓練

年1回以上の防火教育及び消火・通報・避難訓練、年1回以上のご利用者様を含めた総合訓練、非常災害用設備の使用方法の徹底等を行います。

8 虐待防止について

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じています。

① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

② 虐待防止のための指針を整備します。

③ 従業者に対し、虐待防止ための研修を定期的を実施します。

④ 虐待防止窓口 担当 豊田 博 電話 (0857)23-2064

⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（ご利用者様のご家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

9 サービスの内容に関する苦情

① 通所リハビリテーションに関するご相談・苦情を承ります。

担当 豊田 博 電話 (0857)23-2064

② その他 市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

担当窓口

鳥取市福祉部長寿社会課介護保険係 電話 (0857)30-8212

FAX (0857)20-3906

県社会福祉協議会 福祉サービス適正化委員会 電話 (0857)59-6335

国民健康保険団体連合会 介護苦情相談窓口 電話 (0857)20-2100

10 サービス利用に当たっての留意事項

正当な理由なしに事業所の利用に関する指示に従っていただけなかった結果、要介護状態等の程度が悪化したと認められたときは、市町村に通知するとともに、その責任は利用者様本人に帰するものとします。ただし、事業者はサービス担当者会議の招集を求め、利用者様とともにその回復について努力をします。偽りその他不正な行為によって保険給付を受けることはいたしません。

上記事項について説明を受けて理解したので同意いたします。

令和 年 月 日

本人氏名 _____ 印

代筆者： _____ (続柄 _____)

代筆理由： _____

代理人 _____